

宇陀市地域経済循環創造事業交付金に係る事業選定要領

1 目的

本市では、産官学金の連携により、地域の人材・資源・資金を活用し、地域で経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金に本市から申請をめぐす事業（以下「申請事業」という。）を選定する。選定に際し、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知。以下「交付金交付要綱」という。）及び宇陀市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（以下「宇陀市交付要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

2 申請事業の内容

(1) 対象事業

交付金交付要綱第 4 条第 1 項の各号いずれにも該当する事業。

(2) 補助対象経費

交付金交付要綱第 5 条第 1 項に掲げる経費。

(3) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は以下のとおりとする。

ア 融資額が補助金額と同額以上 2 倍未満の額の場合 3,000 万円

イ 融資額が補助金額の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4,000 万円

ウ 融資額が補助金額の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5,000 万円

エ 融資額が補助金額の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

(4) 補助対象期間

交付金交付要綱第 6 条に掲げる期間。

3 参加資格

(1) 市内に事業所を有し、又は設置しようとする者であること。

(2) 申請事業の実施場所が本市内であること。

(3) 法人格を有する民間企業等であって、申請事業を的確に遂行するに足る能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有するものであること。

(4) 補助金支給のための審査・検査に協力すること。

ア 補助金額確定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること。

イ 補助金額確定のための審査に必要な書類等の提出を、市から求められた場合に応じること。

ウ 市等の実地検査を受け入れること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体若しくは役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宇陀市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 21 号）第 2 条に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

(8) 宇陀市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

(10) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。

4 審査会提出書類

(1) 提出書類及び部数

下記書類を 1 セットにして、7 部（正本 1 部、副本 6 部）及び提出書類の PDF データを提出すること。送付後は未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

ア 宇陀市地域経済循環創造事業選定に係る申込書（別記様式第 1 号）

イ 誓約書（別記様式第 2 号）

ウ 総務省が定める地域経済循環事業実施計画書（交付金交付要綱別記様式第 1 号別紙 1）

エ 収支計画の具体的な積算内容が分かる資料及び見積書（内訳が分かるもの）の写し

オ 申請事業の企画提案書・工程表などの完成までのスケジュールが分かる資料（任意様式）

カ 審査に関する書類（別記様式第 3 号）

キ 役員名簿

ク 税情報の確認承諾書類（別記様式第 4 号）又は市税に滞納がないことが確認できる書類

ケ 企業の場合にあっては商業登記簿謄本の写し、その他法人及び団体の場合にあっては定款その他の規約の写し又はこれらの事項を証明するもの

コ 過去 3 期分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類）

サ 許可が必要な事業については、それを証明する書類の写し

シ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出先

宇陀市役所政策推進部企画課

住所：〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17-3

E-mail：kikaku@city.uda.lg.jp

(3) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。)又は持参(午前9時から午後5時まで)により提出すること。なお、提出書類の PDF データは電子メールで送付すること。

5 応募に関する留意点等

(1) 応募については1者につき1提案のみ受け付ける。

(2) 虚偽の記載をした提出書類は、無効とする。

(3) 参加資格要件を満たさない者又は申請事業者を選定するまでの間に、参加資格を満たさなくなった者が提出した提出書類は、無効とする。

(4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とし、提出された書類は、原則として返却しない。

(5) 応募に当たっては、実施する事業に関連する市の部局と事前に協議を行い、支援の了承を得ること。

(6) 申請事業の内容・規模等については、市と事業者の双方で確認の上、変更する場合があること。

6 選定

(1) 審査会の設置

本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした宇陀市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を宇陀市地域経済循環創造事業審査会設置要綱(令和8年4月1日訓令第9号)に基づき設置する。

なお、審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。また、審査会は非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めたときは、会議の議事録の全部又は一部を公開することができる。

(2) 審査方法

ア 以下の基準をもって採点を行う。

No.	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	事業の収支計画	・収支計画に合理性及び妥当性はあるか。 ・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。	10

2	地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資源を活用する事業であるか。 ※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家、空き店舗を改修して活用するもの等ではないか。 	15
3	事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。 	10
4	雇用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。 	10
5	公共的な地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の循環、観光客や関係人口の増加、交通や移動手段の整備、駅前活性化、空き家や空き店舗の利活用等、本市の地域課題の解決につながる事業であるか。 ・本市の総合計画、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。 ※単に空き家、空き店舗を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか。 	20
6	事業の新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にとって新規ビジネスであるか。 ※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。 	5
7	事業のモデル性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で前例のない取り組みであり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か。 ・市内の類似の事業との整理がついており、非競合性が確保できている事業であるか。 	15
8	リスクに対する回避策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。 	5
9	事業の自立性	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業の完了後、市の地域課題の解決のため、事業を自走していくことが可能であるか。 	10
合計			100

イ 会長及び各委員の評価点が上記基準の全ての項目において7割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政等の状況を鑑み、申請事業を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

7 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合

8 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、提出のあった計画の範囲内とする。
- (3) 提出にあたり、総務省の交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。
- (4) 宇陀市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本補助金の交付決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

9 その他

- (1) 市からの補助は、国において採択された場合にのみ行うこと。また、補助金額については、国からの採択金額を上限とすること。
- (2) 原則、他の補助金等との併用はできないこと。
- (3) 補助金申請については、企画提案書の金額等を精査した上で、別途手続きを行うこと。
- (4) (国において採択された場合、) 市から交付決定が行われた後でなければ、申請事業に着手(初期投資に関する着工・購買手続き等)することができないこと。
- (5) 市から申請事業者への補助金の支払いについては、地域金融機関との融資契約の締結が確実となったことを確認してから行うこと。
- (6) 申請事業終了後、速やかに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書等を提出すること。